

「社会」と「国家」のはざまで： 島田三郎と陸羯南の足尾鉍毒論

Between Society and Nation: An Essay on Shimada Saburō and Kuga Katsunan's Discussions of Ashio Mine-pollution

商 兆 琦*

SHANG, Zhao Qi

一、島田三郎と陸羯南の一般的特徴

1. 生い立ちと勉学

1852年、島田三郎は御家人の三男として生まれた。13歳で、昌平坂学問所に入り、芳野金陵に学び、「水戸派の学問をして極めて頑固な攘夷党」となった。維新後、静岡の沼津兵学校に入り、「漢学者をやめて軍人になろう」と考え、英語の勉強を始めた。¹其の後、大蔵省附属英学校を経て、横浜で米人宣教師ブラオンに英語を学び、同時にキリスト教の薫陶をうけた²。1873年、『横浜毎日新聞』の翻訳記者として入社し、翌年社員総代の島田豊寛の養子となった。1875年、元老院の法律調査局に入り、外国の法律制度を専攻。沼間守一と親交を結んだ。明治14年の政変で大隈派として下野、『東京横浜毎日新聞』に再入社し、また改進黨の創立に参加した。

この間、ベンサム『立法論綱』（1878年）³、テリーの『法律原論』（1880年）⁴、メーの『英国憲法史』（1883年）⁵、ダイアーの『近世泰西通鑑』（1890年）⁶を次々と翻訳した。1886年1月、植村正久により受洗。1894年、『毎日新聞』の社長に就任。また、立憲改進黨系統の政治家として第一回から第十四回までの衆議院選挙（1890年から1920年）に連続当選した。

一方、陸は、1857年に、弘前藩藩士の家に生まれた。⁷15歳で、塾に入る。17歳の時、「藩の稽古館に転じ、兼松成言に従ひ漢学を受く。稽古館廃せられて東奥義塾創立せらるゝや更に入りて英学を修む」。その後、宮城師範学校を経て司法省法学校本科に入学するが、1879年の4月に賄征伐事件に関連して退学させられる。1883年、太政官文書局の官吏。1885年ジョゼフ・ド・メストルの『主権原論』を翻訳して出版。1888年退官。1889年2月11日に『日本』新聞を発行して、社長を兼ねながら主筆を務めた。その後、『近時政論考』、『国際論』などを出版。また、『日本』の社説を通じて「国民主義」を唱え、明治後半期には代表的な政論記者として活躍した。

島田と陸は、旧士族として生まれ、明治時代と共に成長した。文明開化の時代に、自己を形成し、法律や政治学などの新式教育を受けた。いずれも外国語が堪能で、直接洋書を読んで知識を吸収できた。また、二人とも漢学を学んだ。

島田はその評論や演説の中で、儒学的な言葉を多く用いた。しかしそれは、儒学の理念への共鳴というより、むしろ儒学の理想と民権思想との一致を強調して、西洋の自由民権思想を伝統思想と関連させて日本に導入しようとするためであった。⁸ある人は、島田に対して「東西古今の人物中氏の

* しょう・ちようき
埼玉大学教養学部非常勤講師

最も景慕せる人物を問う。氏指を屈して曰く、「熊澤伯継。松平定信。司馬君実。エドモンド・パーク⁹。アレキサンダー。ハミルトン。」¹⁰と答えた。これは、その思想の源泉を示す発言と考えられるだろう。

他方、陸の学問と文章を、山田烈盛は次のように評した。

氏の文章は要するに漢学の素養に仏学の修養を以てしたので、漢学は儒者と云うほど深くはなかったようであるが、兎に角経史、諸子百家、詩集文集、其他随筆類なども十分に渉猟したように思われた。……仏書は多く何を読んだか知らぬが、時タルッソー、やボルテールの談話などしたのを見ると此辺に注意したように思われる。¹¹

陸は、極端な欧化主義への反対から出発して「国民主義」を掲げ、伝統的な思想資源を積極的に摂取して生かそうとした。

2. 自己認識と使命感

陸は、新聞記者の使命を強く自覚し、政府や政党に対して終始一定の距離を保ち、政治評論を行った。言わば、「独立的記者」である。

独立的記者の頭上に在るものは唯だ道理のみ、唯だ其の信ずる所の道理のみ、唯だ国に対する公義心のみ。其他に牽制を受くべきものあらざるなり。¹²

陸によれば、「独立的記者」は、大勢や時流に制せられず、民衆の心理に迎合せず、ただ「道理」に基づいて輿論を指導していく。その使命感は、『日本』の発刊辞に集約して表現されている。

『日本』は国民精神の回復発揚を自任すと雖も、泰西文明の善美は之を知らざるにあらず。其の権利自由及平等の説は之を重んじ、其哲学道義の理は之を敬し、其風俗慣習も或る点は之れを愛し、特に理学、経済、実業の事は最之を欣慕す。然れども之れを日本に採用するには、其泰西事物の名あるを以てせずして、只日本の利益及幸福に資するの実あるを以てす。¹³ (傍点は引用者)

独立的記者として、「狭隘なる攘夷論」を排斥し、西洋文明の長所を主体的に摂取したうえで、日本の国民精神を回復し発揚しようとする。陸は、西洋文明の忠実な模写を拒否し、日本の主体性により、民族精神の発揚と西洋文明の摂取との調和を求めている。その考えのなかには、「民族主義」の志向と「世界主義」の志向とが同時存在していた¹⁴。

陸の政治思想は、「国民（ネーション）」¹⁵という言葉に集約されている。陸から見れば、「近時の政治は即ち国民的政治なり」。「国民的政治とは外に対して国民の特立を意味し、而して内に於ては国民の統一を意味す」¹⁶。彼は、自己の立場を「国民論派」と位置づけ、その主張と目的を次のように示した。

国民論派は既に国民的特性即ち歴史上より縁起する所の其の能力及勢力の保存及発達を大旨とす。……国家又は個人の観念を取りて其の一方に偏依するか如きことあらず、国の状態に応じ国家の権力と個人の権利とを調和し之をして偏依の患なからしめんことを期す。¹⁷

一方、「平民社会」の成立に尽力し、一人の「立憲政治家」であろうというのが、島田の使命感であった。陸のような伝統回帰の傾向と異なり、島田には西洋志向が強かった。1910年、島田は自己

の若い時の抱負をこう回顧している。

日本に平民の代表会を起して誰れても天の与へたる所の能力を自由自在に活動せしむる所の場所を開くと云ふことは人世の最大快事である。……青年時代に外国の歴史を読み、特に立憲国の祖国と言はれて居る英国の歴史を読み、又憲政発達の為に力を致したる所の諸氏の伝記を読て、実に憲政の興味を感じ、……私の青年の血は沸騰して早く憲政の開かれんことを望んだ。さうして憲政が開かれたならば、一番平民の精神を活躍せしむる所の衆議院の討論に与って見たい、是が私の専一の希望であつて……¹⁸

島田は、西洋的な「平民社会」の成立を「千古不朽の業」と見なす¹⁹。彼によると、「東洋と西洋との文明の相違を数へ挙げ、其の一つの特質として、自治の精神と自由の思想とが東洋に缺けて居る」²⁰。それゆえ、「東洋文明は貴族的な性質があり、それに対して西洋の文明は平民的の気象がある」²¹。東洋を西洋に比肩させるために、「社会の構造を一変し平等主義を普及せしめざる可らず。その平等主義を普及させるために、「自動の精神自奮の気象」こそが不可欠である²²。

しかも、「国民に同情なく、同意見、同精神の者なくしては、如何成る英才と雖、立憲政体に勢力を得る事はできない」²³。なぜならば、立憲政治は、一般民衆によって下から支えられて、初めて機能するからである。国民の内面の賛同に媒介されないかぎり、立憲政治は成り立たない。島田は、「国民を教育して純然たる独立自治の精神を養う」²⁴ことを急務とし、「教育と政治と結付いて、始めて立憲政体の理想を述べる事が出来る」²⁵と考えていた。

3. 二人の人間像

島谷部春江²⁶は、『明治人物月旦』において島田をこう評した。

沼南当世に於て多く許すの人物なし、唯だ勝安房、大隈重信、福沢諭吉の三氏に得る所あるものの如し、其説に曰く、福沢翁は徹頭徹尾独立の貴ぶ可きを唱えて、人爵を無視す、余は其の見識に取る。海舟先生は時勢の遷移と共に、早く政界を去り、以て超然得失の外に立つ、余は其明達に服す。大隈伯は終始責任内閣を主張して藩閥の嫉悪を受け、十数年間逆境に居るを憂えざりき、余は其の自信の深さに感ずと、是れ沼南自ら己れの人物を説明するなり。²⁷

つまり、島田が、福沢諭吉の「見識に取り」、勝海舟の「明達に服し」、大隈重信の「自信に感ず」というのは、まさに島田の自己説明だったと、島谷部は考える。しかし、「島田三郎君、口弁有り、文筆有り、精力も亦恒人に下らず、而して其名望甚だ揚らざるは何ぞや」²⁸という中江兆民の感嘆があるように、明治時代において島田の名望はあまり高くなかった。この疑問に答えて山口孤剣は、こう述べている。

思うに先生は濁人にあらずして清人なるも、其の器小なるを以て也、尤も小き聖人君子なるを以て也。²⁹

内村鑑三は、島田の死の翌日（大正12年11月15日）に、彼を「日本唯一の政治家」、「グラッドストーン流の正義本位の政治家」³⁰と認めながら、その信仰はあまりにも薄弱で、明確な理想を持たないので、「理想家」ではなく「理論家」にすぎず、「弁舌に火と生命とがなかった」と評した。

政治は今や実業と化しつつある。国が強くて、安全で、栄えさへすれば、それで国家存在の目的が達するのであると思はる。島田君にジョンブライトやグラッドストーンに有ったような信仰的熱心はなかった。君は理論家であって、理想家ではなかった。故に、君の弁舌に火と生命とがなかった。然れども邪も排し曲を直くする点に於て、君は我国稀に見る大政治家であった。³¹

上述したように、島田については、「真理を尊重し、正義を主張するの外、人に党せず、時論に媚びず、利害に迷わず」という「平正明直の君子人」³²のイメージが、明治大正の人々に共有されていた。しかし、内田魯庵は、何らかの理由で島田を憎んでいたようである³³。島田を「冷淡」、「偽善」、「不誠実」、「冷酷」、「品行悪い」などと評し、そして島田の前妻（インコ夫人）の醜聞を掘り起こして『読売新聞』で暴露したが、すぐに徳富蘇峰からの反発を呼んだ。

沼南は決して偽善者ではなかった。彼は偽善であるよりも、寧ろ小胆であった。彼は彼流儀の正直を持っていた、彼は到底善人だ。但だ彼の人物は、其の演説の如く、其の筆翰の如く、面白味が少なかった。……舌は沼南唯一の武器であった。田口鼎軒が、世人彼を綽名して、三郎にあらず、喋郎なりと云うたと語ったのは、先づ以て適評だ。……一言にして評すれば、沼南は聡明なる愚人であった。³⁴（傍点は引用者）

国友重章によれば、陸羯南の「資性極めて高潔にして雅淡、人となり厳にして寛、其人と交るや淡きこと水の如きものあり、故に久ふして愈深し」³⁵。また、加藤恒忠は、陸の揺るぎない「意志」と

不動の「信念」を評して、「所謂威武も屈する能はず富貴も移すことのできぬ男だ」と言っていた。³⁶ 鳥谷部は、陸には「明晰の頭脳」とともに「粹然たる心意」があることを主張し、さらに陸の「強い意志」が隠棲や頑固のような「消極的な勇氣」ではなく、むしろすべての既存勢力に迎合せず、真理を探究するために、決して妥協しない「積極的な勇氣」であると認めた。

人は羯南が威武に屈せず富貴に佞せずして苦節を固守したる武士的気質を称す。然れども彼に於て認めし所は、斯くの如き消極的な勇氣に非ずして、あらゆる社会的勢力に重きを置かざりし超俗的人格は是れなりき。³⁷

また、三宅雪嶺は、「純ら政理の究察に従事し、「一世の知識を開拓」するという点において、陸の人となりはモンテスキューを彷彿とさせ、その文筆は韓非に類似していると述べている³⁸。

陸は、「根岸の草深い里に引っこんで、欧米崇拜や官僚万能の時の流れに逆櫓を押して、一生闘い抜いた」³⁹。しかし、前述したように、陸は、欧米崇拜を批判するが、欧米文明を排除するわけではない⁴⁰。「羯南自身、国民主義に重点をおく自由主義者だった」⁴¹と長谷川如是閑が言うように、自由主義と立憲主義は、実は、陸の思想土台の一角を築いてきた。

二、「中立」から「反対」へ：島田三郎の鉞毒論

1. 中立論

1896年秋、渡良瀬川に大洪水が起り、足尾銅山鉞毒問題が一層顕在化してきた。この大洪水を契機として、足尾銅山の鉞業停止を求める請願運動が盛んになった。1897年3月から、被害地農民は「押出し」という集団で上京する大衆行動を開始し、中央政府に直接訴えようとし、大いに世論を

喚起させた。⁴²

島田の鉾毒問題に対する立場は、「中立」から「反対」へと変化した。明治30年代においては、島田は、中立の態度を持ち、鉾山側、被害者側双方に一定の距離をおいて、双方に理解を示しつつも、鉾毒問題へのそれぞれの対応の仕方を批判した。

島田から見れば、鉾毒問題の本質は、「貧富の争」ではなく、「農工の衝突」であった。さらに、鉾毒問題を「貧富の争い」、「資本労働の軋轢」とする見方を「泛浮の見」と捉え、それを唱えていた「社会改革家」を「軽躁の徒」と批判した。

本件は今日社会物論の集点となれり軽躁の徒は此の件を以て貧富争闘の問題と爲し農民の苦情を以て社会問題の發動と評すると雖是れ畢竟泛浮の見のみ社会改革家が所謂貧富争闘の問題は資本労働の軋轢にして今日の件は全く此例にあらず農家は農家の田産ありて鉾業家は鉾業の鉾山を有す両者の間曾て資本労働の関係なし之を如何ぞ社会改革家の所謂貧富争闘の問題と言ふを得んや。⁴³

島田は、鉾毒問題が長い間解決を得られないのは、「鉾山側」、「地方政府側」⁴⁴と「被害民側」との複合的な原因と説きながら、自らの政友であり、鉾山停止派の「首領格」にあたった田中正造をも批判した。

之を責むる者も亦事理を分解して之を社会に公訴するの手段を取らず急言喝論鉾業者仲裁者を罵るに盜を以てし鉾の停止を喝破して苟も停止説に全部の同意を表せざる者は直ちに賄賂を汚るゝ者と叫ぶに至る予輩は当局の曠怠といひ仲裁者の無識といひ鉾業主の晦蒙といふ然れ共盜といひ賄賂に汚るといふは之を無禮の誣言と断言せざる可からず⁴⁵

最後に、鉾毒調査委員の公平、冷静な調査に期待し、「専門家の専攻たる結果を聞く迄は、軽々しく断案を下さざるなり」という慎重な立場を表明した。ただ、農業と工業を両立できない場合、その利害を比較して、利益の大きい方を選択せざるをえないと説いた。「精査専攻の結果、鉾業と農業とは此地方に於て到底両立する能はずとせば、国家は其利の大なる者を撰び採りて其利の小なる者を棄てざるを得ず」⁴⁶。

1897年5月、島田は、十二回にわたり「鉾毒事件の真相」という論説を発表し、「現（即）時停止に同意する者に非ずといえども、また絶対的停止に反対する者に非ず」という穏健派の立場を再び示した。1900年の段階になっても、島田のこの立場は、全く変わっていなかった。6月に刊行された『足尾鉾毒問題』（木下尚江著）⁴⁷の序文においても、この問題を依然として「農工の衝突」として捉え、しかも田中正造との距離を改めて示している。

農工二業の衝突は、両毛の野に現出したり、此毒害は人力を以て防止する能はざる乎、此二業は終に両立する能はざる乎、之を調和して国力を全局に保益するの道無き乎……民生の保全と物産の増殖とを任ずる当局は、全力を尽くして研究解釈するの責任を有す、⁴⁸

明治三十年、田中氏が鉾業停止を叫呼するや、予は一の研究を経ずして直ちに停止するの早計を非とし、以て氏の主張に同意せざりき、然れ共防毒の工事其功を奏せずして人民の愁訴絶へざるや、問題解決を促すの一事に於て、予は田中氏等に同情を表する者なり、蓋し疑案解釈の方法は彼此の間に差異あらん、⁴⁹

それと同時に、島田は、鉾毒事件が早期に解決

されることを望む姿勢を示した。7月、彼は田中正造の主導した「鉍毒調査有志会」の準備や結成に参加した。⁵⁰

島田の鉍毒事件を見る目が変わったのは、1901年の頃である。そのきっかけは、鉍毒予防工事や除去装置の無効が証明されたこと、及び川俣事件の拡大である。島田は、鉍毒問題が大きな社会問題になったことを認識し、その立場は、「中立」から「反対」へと変わった⁵¹。

2. 「中立」から「反対」へ

第15回議会（1901年）では、島田は「足尾銅山鉍毒の件に関する質問」（3月15日）という最初の鉍毒に関する質問を行った。この議会質問において、島田は、被害状況に関する客観、科学的な態度を維持しつつも、その立場は明確に被害民側に傾いていた。

島田は、まず「政府ガ当然ノ職分トシテ、国土ノ危害ヲ除キ、人民ノ不安ヲ安ジテヤルベキ筋デアル」⁵²と述べ、政府は民衆保護の責任を負うと強調する。さらに、川俣事件の発生とその対応において、政府が民衆を保護する責任を果たさなかったことを追及している。

被害人民ヲシテ已ムヲ得ス起チテ中央政府ニ泣訴スルニ至ラシム。然ルニ政府ハ其多数ノ上京ヲ途ニ沮止シ為メニ一大刑獄ヲ醸出セリ。彼等ノ囹圄ニ繋カレ家族ノ茅屋ニ餓ル。其原因ハ政府カ防害ノ方法ヲ忽ニシテ、公ニハ国土ヲ荒廢シ私ニハ人民ヲ残害シタル一大過失ニ出ツ。⁵³

しかも、島田は、被害民の「無気無智」、「愚鈍」、そして鉍毒に虐げられている孤立無援の状況は見るに忍びず、彼らを普通の人が堪えられない苦境に放置すべきではないと強く感じていた。

被害地ノ人民ハ悪ルク云ヘバ無気無智ナル者デアアル。良ク云ヘバ順良ナル人民デ、御シ易イ人民デアアル。此ノ如キ害ヲ十年モ能ク忍ンデ居ッテ、一ツ訴訟モ起ラナカッタト云ウノハ、訴訟ヲ為ス手續、損害ヲ回復スル所ノ手段ニ就イテ、一ノ方案モナケレバツノ補助者モナカッタト思ヘバ、其迂魯ノ甚ダ憫レムベキ者デアアル。即チ事實是ダケノ害ヲ受ケテ、忍ンデ窮苦ニ耐ヘテ我慢シテ居ッタノハ、余程迂魯氣ノ毒ナ人民デアアル、クレグレモ氣ノ毒ノ有様ヲ見テ、スクマデハアルマイト思ッテ居ッタ。⁵⁴

第18回議会（1903年）に臨み、島田は、再び議会の壇上に上がって、「足尾銅山鉍業に関する質問」（5月29日）という演説を行った。島田は、まずいつものような慎重な口調で、鉍毒の存在とその危害が「決シテ無証拠ナルコトハ述ベマセヌ」と言った。その後、「国土」と「民命」は、法律上でその個人の所有権が確保されても、「私有」のもものと認めることはできない。つまり、「国土」と「民命」の管理と利用は、個人の判断だけに委ねるべきではなく、政府は、「牧民」の責任を負い、適正な制限を積極的に課すべきだと論じていた。

国土ハ私有ノ者ニアラズ、民命モ亦私有ノモノデアリマセヌカラ、全ク土地ノ所有権ガアッテモ、外国ニ売ルコトハ出来ズ、如何ニ自己ノ生命デモ、自殺ハ法律ノ禁ズル所デゴザイマスカラ、国土民命ニ害ノアルモノナラバ、被害者自ラ苦情ヲ述ベマセヌデモ、亦有志者其情ヲ訴ヘマセヌデモ、全体牧民ノ官ガ自ラ進ンデ処理シナケレバナラヌノデゴザイマス。

⁵⁵

ところが、明治政府は、何度催促されても、鉍毒事件に対して消極的な対応しか行わなかった。ここから、島田は、いまの政府が「国土民命」を保護するという観念が衰退し、ついに消滅していくのではないかという懸念を示した。

政府ガ自ラ進ンデ、之ニ親切ナル処分ヲ加エタコトガナクシテ、イツモ他ヨリ催促サレテ、其催促ニ応ジテ一時遁レノ処分ヲスル。……政府ハ一般国土民命ニ関スル保護ノ観念ト云ウモノガ、消滅シタカト疑ハレルマデ、残念ナル歴史デアルト存ジマス。⁵⁶

3. 「同情に乏しき問題」

島田は、政府の被害民の苦しみに対する「無感覚」を批判し、鉍毒問題を「同情に乏しき問題」として捉えていた。さらに下層民衆の苦難を解消する政府の責任を追及してきた。

誠ニ憫レムベキハ此窮民一人ニ於テ何ノ過チナク、唯不幸ナル境遇ト、之ニ対スル所ノ政府ノ無感覚ナルガタメニ、斯ク如キ境遇ニ居ルト云フコトハ、一片同情ノ感ニ堪エヌコトデゴザイマス。……何ニ致セ、同情ニ乏シキ問題デゴザイマスカラ、弱キモノハ空シク涙ヲ吞ンデ下層ニ沈ンデ居ルト云フ有様デゴザイマス。⁵⁷

次に、島田は、批判の矛先を「専門の学者」に向けた。過去の鉍毒への対応の失敗を鑑みて、専門学者の無為無策を批判し、「専門ノ知識々々ト能ク申シマスルケレドモ、実ハ一点同情ノアルモノヨリ之ヲ見レバ、専門ノ知識ホド頼ムノナイモノハ、ナイノデアル」と述べていた。専門家は、専門分野に限定されているから、「人類の生命に関係すること」を知り尽くすことはできない。

斯ノ如キコトハ、人類ノ生命ニ関係スルコトデ、斯ク如キコトヲ知ラルハノハ、専門ノ人デハ不可能ノコトデアル。……専門ノ学者ハ其専門ノコトニ附テノ機関タルニ過ギズシテ、所謂「刀筆ノ吏」ト同ジデアルト、本員ガ認メナケレバナラス。⁵⁸

最後に、島田は、自ら視察した川辺、利島（埼玉県北埼玉郡）の両漁村を例として取り上げた。被害民たちは、明治政府の「憲法治」より、むしろ温情ある「封建時代」が望ましいと思っていたようである。

川辺、利島の両村へ、本員は自ら参りました時に、人民は斯様申した、此五千人の人民は、元古河領、幕府時代は譜代大名土井大炊頭が、即ち古河の城を持って居って、此飛地も其領分であったが、川に魚が居るので、其魚を獲るために、領主から網を買ふ金を貰った、少なからぬ金を貰って、吾々は命を繋いだが、今日は如何と云ふに、毒のために一尾の魚も居なければ、鉍毒のために川が高まり、六十日間此水に沈んで居った、尚河普請で得た金を収税吏に取られた、若しも昔の古河領であったならば、今日の如き事はなからう。今日は日本全国の民は自治の民、自由の民、憲法治下の民と云って喜ぶであらうが、此土地の如きは寧ろ憲法治下よりは、封建時代の方が宜しかったと言って、歎息して語りました。⁵⁹

この頃、政府は、渡良瀬川下流に遊水池を作り、鉍毒と洪水の害を緩和させるという計画を立てていた。その計画の一環として、谷中村買収遊水池化案が浮上していた。島田と『毎日新聞』は、「谷中村買収案」に対しても論陣を張り、鉍毒問題が

世人から忘れ去られた時点において、田中正造を援護した⁶⁰。1907年、政府は谷中村の廃村、遊水池化を強行した。同年3月22日、島田は、第23回議會に臨み、「谷中村枉法破壊に関する質問」という演説をした。さらに、田中の死後6年目の大正8年8月に、島田は、『日本及日本人』が組んだ「義民号」に「身を殺して仁を為す」という文章を寄稿し、田中正造を「義人」として崇め、さらに鉍毒事件の発生原因を次のように論じた。

土地の荒廢、人民の流離、利根河畔の衝突、谷中一村の全滅等、畢竟不誠実てふ背徳が醗醸する社会的禍害にして、蚩々たる可憐の民、其の犠牲となれるなり。然れども冷淡の人を以て、乾燥の人為法を執行す。形式は存するも、精神は缺けたり。⁶¹

島田は、政府の施政における「人情」と「法律」との分離を問題視していた。「人情」と「法律」との非一体化のために、為政者が「冷淡の人」になり、その法律が「乾燥」し、精神が欠けていることを指摘した。

三 「福沢主義」への批判：陸羯南の鉍毒論

1. 「福沢主義」への非難

陸羯南は、鉍毒事件を「国家的社会主義」を論証するための「好材料」としている。

1897年3月22日から29日までの『日本』に、陸は一連の論説を掲載し、鉍毒事件を元に「国家的社会主義」を提唱していた。また、「動植界の法則」に服従する「不人情なる主義」を特徴とした「福沢主義」や、それを信奉していた「十五年来の藩閥政府」を厳しく批判している。

物質的文明の観念は人類社会をして動植界の法則に服従せしめ、國家は其の自ら造りたる

法令に拘はりて、今や此の紛議を裁するに由なからんとす。……動植界の法則を是認する放任主義によれば、時の民法刑法に違はざる限りは、如何なる行為も皆な悪事に非るのみならず、進みて富強と為る者は社会の優等者たらざるべからず。之れと同時に此の優等者の為に侵蝕せられ又は圧倒せられて愁訴する者は社会の劣者なり。社会の劣者は是れ直ちに社会の穀潰しなり又た社会の場塞ぎなるが故に、其の敗滅は寧ろ社会の幸福なりといへり。斯る不人情なる主義は吾が政界を支配するや一朝一夕にあらず、少なくとも十五年来の藩閥政府は世に所謂福沢主義なるものを採用しながら、他の一面には独逸主義とやらを加味して以て社会の徳義的秩序を破壊したり。冷淡なる放任主義と偏頗なる干涉主義と相い抱合したものは十五年来の藩閥主義を然りと為す。⁶²

陸は、鉍毒事件の発生を明治時代に「物質的文明の観念」の氾濫に帰着させた。この「物質的文明の観念」は、人類社会を「動植界の法則」に服従させたため、道徳と温情などが備わる「徳義的秩序」⁶³を破ってしまう。社会制裁力としての「徳義的秩序」が破壊されたため、「民法刑法に違わざる限りは、如何なる行為も皆な悪事に非る」ようになり、社会生活における「優勝劣敗」などの法則が正当化されるのである。

さらに、陸はこの「不人情」の状態に陥った元凶が福沢論吉だと厳しく指摘した⁶⁴。この「不人情なる」福沢主義を掲げる藩閥政府は、「冷淡なる放任主義と偏頗なる干涉主義と相い抱合した」からこそ、鉍毒事件などの社会問題が発生してきたのである。陸によれば、「鉍毒問題」を解決しようとするならば、「国家的社会主義」にこそ立脚しなければならぬ。

では、陸の言う「国家的社会主義」とは、一体何か？

2. 国家的社会主義

陸は、「国家主義」＝「国家的社会主義」と考え、次のように国家的社会主義を定義した。

国家なるもの、本と社会主義の為に存立する最高の機関なり。克く社会主義を行ふものは克く国家を保つもの、吾輩の所謂国家的社会主義は即ち然り。⁶⁵

国家的社会主義は冷淡なる放任自由主義に反し、偏頗なる藩閥国家主義に反して、夫の不幸なる劣敗者を庇蔭するもの、本と仁者の熱脳より湧き出でたる主義に外ならず。⁶⁶

陸がここで言う「社会主義」は、すべての生産手段を社会全体の共有とし、個人私有を認めない主義ではない。むしろ「人道」に依拠して社会関係を規制する「共同体主義」、「福祉主義」である⁶⁷。

陸は、国の生産力への貢献の多少を標準として「大礦業」と「農業」との衝突を捉えるという功利主義的な「鉱毒論」を次のように批判した。

経済社会の通説によれば、「大資本家が大礦業を起して銅材を産出するが如きは、新に国の生産力を増加するもの、小農夫等が此の文明世界に需要の最も狭小なる米穀を耕作するに比すれば、一般の経済に関する軽重如何ぞや。今ま其の大礦業は多少の害を附近の農業に及ぼすありとするも、之を保護せんが為め彼を抑制するは、政府の干渉を以て経済社会の通勢を妨碍するものなり」。此の通説は唯だ銅と米とを見て、而して人道をば見ざるものなり。物質を見て人道を見ず。此を以て所謂の経済

の原則なるものは、専ら自由放任を主とするなり。⁶⁸

つまり、「専ら自由放任を主とする」経済の原則は、「唯だ銅と米とを見て、而して人道をば見ず」、「物質を見て人道を見」ない。陸は、政府が「社会の貧弱者」を「放任」すべきではなく、彼らを保護する責任を担うべきだと考える。また「被害民」を慰めるために、足尾銅山一時停止論を主張した。

被害民からの鉱業停止の請願が相次いで提出されたという情勢に対処するために、松方内閣⁶⁹は、1896年12月、銅山側に予防工事命令などの行政命令、いわば第一回予防工事命令を出した。さらに、1897年3月24日、足尾銅山鉱毒調査会が設置された。そして、5月13日と27日、第二回と第三回の予防工事命令が發布された。

陸は、「儉安姑息と目せらるゝ」松方内閣のこの一連の応対を「大出来なりと称揚」した。また、「所謂改革の啓端（下）」（1897年4月5日）、「鉱毒事件と検査院」（1897年5月30日）⁷⁰などの記事の中で、鉱業主と結託する「伊板党の一味は被害農民を無頼の徒と言ひ做して、鉱主古河氏の為に極力以て無害を唱へ」ていることを批判した。それと同時に、渡良瀬川沿岸の農民は、松方内閣の出した行政上の処分「満足せざる可らざる」ことを論じ、これ以上のものを要求すれば、世論の反発を食らうと警告した。

吾輩は彼れ田中正造氏等の、決して当局者の恵に狎れて猶ほ不満を唱ふるが如き無きを思ふ。行政上の処分は此に相当の結局を告げたり。被害農民は猶ほ鉱業の永久停止を求め、或は免租の外に他の恵をも求むるあらば、是れ殆ど飽くなきの慾なり。天下の同情は反つて足利郡民を離るゝあらんのみ。⁷¹

3. 「行政上の一大恥辱」

1901年、川俣事件の発生は鉍毒輿論を改めて喚起させた。10月2日の「鉍毒地の臨検」⁷²という論説において、鉍毒事件はずいぶん前に「行政上」解決されるべきであったが、「政府の疎怠か人民の傲慢か」のために、また川俣事件のような問題が発生したと、陸は考える。

しかし、陸から見れば、鉍毒事件において、政府が負うべき責任は、一般民衆と比べて、絶対的である。特に、地方政府の行政における怠慢を追及して、こう述べている。

栃木県及び群馬県の治を司る地方官等は、其の管轄内に於ける農民の苦情を綏撫する能はず、被害農民亦た毎に地方官に訴へず、直ちに中央政府に愁訴せんと擬する、此の如き事情を馴致したるは、寧ろ行政上の一大恥辱ともいふべし。⁷³

つまり、地方政府がその行政の責任を果たさなかったため、一地方問題であった鉍毒問題が、全国の大問題に転化してしまった。それは、「行政上の一大恥辱」としか言えない。一方、鉍毒事件が実は被害民の「健訟」によって長く続き、また被害程度が大きく誇張されていたという観点に対しては、たとえそれが事実であっても、それは「治民の職に在る者の過失」に他ならない⁷⁴。

被害民の行動を誘う者は曰へり、「彼等は故らに被害の程度を誇大にして世に喧号するのみならず、多年騒擾の結果該地に一種の鉍毒運動者ともいふべき団体を生じて、この運動を営業とし各村より少なからぬ費用を徴収して、以て其の口腹を肥す者さへあり、世論之に動かされて云為するは笑ふべし云々」と。誘う者の言は被害民を傷つくるに足るものあれど、

更に大体より之を論ずれば、彼地の人民をして誘う者の言の如きに至らしめたるは、治民の職に在る者の過失なり、況んや誘う者の言亦た夸大なるものあるをや⁷⁵。

1901年12月10日、田中正造は、明治天皇に直訴を試みた。12月12日、陸は「帝国議会の価値—田中氏の直訴に徴して」⁷⁶という論説を発表し、田中正造が議会を捨て「封建時代の旧態」によって世論を刺激しようとしたのは、「議会の価値の下落」の証左だったと述べた。

その後、政府は、1902年に改めて鉍毒調査会を設け、嚴重な鉍毒予防工事の実施を命令した。陸は、1902年1月から3月までに、「鉍毒問題を若何」、「行政の本義」、「鉍毒調査と俗吏」という三つの論説を発表した。「行政の本義」において、陸は被害民の「押出し」、特に川俣事件に関して、次のように論じている。

若し夫れ人民の一揆暴動は、専制時代に在りて政府に対する唯一の制裁たり。而して立憲時代に在りても其の之あるは当局者の責任たり。……況んや、一揆暴動にも非る窮民の動揺なるをや。大臣たる者義直しく先づ知事を戒飭して、同時に自ら罪を闕下に俟つべきものたり。行政の本義は此の如し。⁷⁷

つまり、被害民の「健訟」と「一揆暴動」は、人民の「不穩」な行動としてではなく、むしろ行政の欠陥と見なされるべきである。日本政府は人民の責任を追及せず、行政の向上と改善こそを努めるべきである。また、「鉍毒調査と俗吏」の中で、陸は、「鉍毒調査会」の官僚化を懸念し、調査委員たちが「眼中唯だ権力、上に従ひ下を従はしめんとする外、何等道理の觀念なし」という「俗吏根性」を根本的に排除すべきだと論じている⁷⁸。

四、島田三郎の「社会改良主義」

1. 中正主義

明治25年12月に創刊された『立憲改進黨々報』の第一号において、島田は、「党報の発刊を機として我党の進退を明にす」という論説を掲載した。これも、島田自身の政治思想の宣言と見なされうるだろう。

我党は結党の初めより秩序的進歩を首唱したるものなり、旧態を固守して自然の進化に逆うは、我党の固より排する所なり、然れども社会進歩の段階を顧みず徒らに哲理に拘泥して猪突盲進するは亦政界に立つ者の興みする所にあらず、我党は此兩極の中間に立ち、歩趨を正義の大道に取り、以て多数者の多福を計らんとす。⁷⁹ (傍点は引用者)

島田は、「多数者の多福を計らんとす」という功利主義のスローガン掲げて「藩閥政府」を批判し、「議会主義」の実現により政党政治を確立させようとした。また、一貫して「改進黨」の標榜した「改良」、「中正」の立場を取っていた。山岡桂二によれば、この「中正主義的改良主義的基調」が、島田の「精神史に濃厚に潜在した」。このような基調は、「国内的・対外的両視点における改良主義的立場となって顕現した」⁸⁰。

島田は、言論が社会を動かす力を持つという前提に従い、「国事」、「民生」などの大問題を論じる際に、「言論責任」を負うべきだ表明し、中立・慎重の姿勢を強調した。

蓋し論者の勢力大なれば其責任も亦随ひて重し百人を動かすの勢力は百人を過つべきの勢力なり千万人を感じずの勢力は千万人を過つべきの勢力なり……予不肖国家の大疑問を把り来りて之を陋蕪の文に托す其世に益あらん

とは望外に在り然りと雖も一字を書し一句を成す毎に責任の身に存するを忘るゝと能はず……⁸¹

このような思想傾向が、鉅毒被害の程度が不明の段階においては、彼の「中立」、「穏健」の立場をもたらしていた。島田は、専門家たちの調査と対策に期待し、鉅業停止を叫ぶ田中正造を過激と断じた。正造の助手と秘書を務めていた島田宗三の記録によれば、

島田三郎さんは、足尾銅山を即刻停止すべきだとの論を批判しました。「田中君、君は極端すぎるよ。やっぱり、日本は国防をやらなければならぬし、軍備も拡張しなければならぬ。金もいるんだ。資材もいるんだ。だからして、若干、農民もがまんしなければならぬじゃないか。その川に毒の流れぬように、予防を厳重にやらせようじゃないか」。これが島田三郎さんの常識的な論議でした。これに対して田中正造先生は徹底して反論するわけです。⁸²

また、田中正造は、1903年9月25日の日記中に、「島田氏ヲ殺スコト思ヘシ、幸、氏モ改メ、横浜ノコトアリ。予モ幸ヘナリキ。」⁸³と記した。「横浜ノコト」とは、何を指すのか分からないが、島田が「改メ」たことを、正造は喜んだようである。島田の態度の変化を促した精神面の契機は、果たして何であろうか？

それは、島田の精神史に潜在したもう一つの基調、「社会改良主義」である。

2. 社会改良主義

1890年3月、島田は、「共力営業（コーペレーション）」⁸⁴と題する一つの演説を行った。島田は、文明開化に伴い、全社会の富が少数人へ集中する

ことによる「貧富ノ懸隔」が社会不安や不満につながり、その影響が政治上、社会上及び道徳上に波及してしまうと指摘した。さらに、フランスの「アナルキスト」（無政府主義）とドイツの「同盟罷工」を例として、「政治上ノ改革ハ十分ニ行ハレタト假定シテ考ヘテ見ルモ、此ノ後ハ貧富ノ間ニ一大戦争ガ起ルト私ハ思フ」⁸⁵という警告を發した。また、1899年に刊行された横山源之助の著書『日本之下層社会』に、島田は、次のような序文を寄せた。

封建の世は既に過去の夢となれり。……特權特許の制熄みて世は自由競争の社会となれり。……封建束縛の解止せると器械応用の結果とによりて富資増殖の良蹟を呈したるなり。社会はこれがために理想的文明に近づきつつあるか。前途この理想に進むの好望あるか。曰く、否、社会人民の幸福は単に富資増殖のために得られざるなり。自由競争の結果は強者弱者を凌轢するに至らん。機械盛行の結果は資本家、労働者を抑圧するに至らん。昔時制度によりて武士が平民を凌ぎたる者、今後は資本によりて富者、貧者を圧するの世とならん。……貧富懸隔の結果は憎疾の原因となり、憎疾の結果は平和攪擾の原因とならん。（傍点は引用者）

島田から見れば、自由競争は、弱肉強食の格差社会を生み出しつづけるため、不安定さを内包している。そして、自由放任主義により、どうしても「貧富の格差」の問題を解決できないと強調している。

政治改良、器械ノ發明、經濟上ノウルサイ制限モ取レテ、三ツ揃ッタラ、人民ハ安泰デ、不平ハナク、余程良カラフカト思ヘバ、サウ

デ無イ。⁸⁶

さらに「經濟学者ガ云ウ如ク、自由業自由契約ノ世トナッタラト望ヲ属シテ居リマシタ。然ルニ今日マデノ經歷ニ抛リマスルト、是レモ亦失望シタトイワネバナリマセン」と述べていた。しかし他方では、「貧富の間の戦争」を防ぐために、政治にもすべての希望を寄せてはならない。なぜならば、政治が「社会ヲ組立」る一つの道具にすぎないため、全社会を統制しようとしても、あり得ないからである。

我が国ニオキマシテモ、政治上ニ種々弊害ガアルカラ、歐羅巴ノヨウニ改革シタラ、定メシ黄金世界トナルデアラウト思ッテ居ル者ガアルカ、是レハ余リニ政治ニ重キヲ置キ過ギタルモノト私ハ考エマス。……政治ノ領分ハ社会的物事ノ大ナル者ダガ社会カラ較ブレバ其一部デアアルカラ。……仮令政治ノ弊害ノ全部ヲ取リマシタ所ガ、社会ノ一部ハ能クナラフガ、全部ハ能クナリマセン。⁸⁷

島田は、当時の「政治上、社会、道徳上」の種々の問題を「療治」するために、また「貧富ノ懸隔ヲ未然ニ防グ」ために、「共力營業 cooperation」を一つの方案として取り上げた⁸⁸。「共力營業」は、実は「協同組合」と類似している⁸⁹。

共力營業ハ、僅カノ錢ヲ持ツモノモノヲ集メテ器械ヲ買ッテ、自分ガ職工トナッテアルモノデ。……此ノ仕組ハ政治上デ云エバ、共和政治ノ種類ト思ワレル。自分等ガ資本ヲ出シテ、其ノ中カラ社長モ選ミ、会計モ選ム。損ガアレバ共ニ損ヲスルシ、利益ガアレバ共ニ多クノ配当ヲ受ケル。大勢ノ人カカラ合ワセルカラ、纏リモ良ク付ク。一方カラ云エバ勞

役者ダガ、一方カラ云エバ持主デアル。⁹⁰

島田は、「持ち主」と「労役者」との利害の相容れない対立や峻別を打破するために「共力営業」を提唱した。「共力営業」を通じて、生産手段の私的・少数人所有を、公的・多数人所有に転化できると考えた。それは、政治体制の民主化によって「共和政治」を実現したように、多数の「労働者」さえも株を擁するという「制度」を実現できれば、私的所有を克服し、経済体系の「民主化」を実現できると考えた。さらに、「職工」と「株主」との一体化によって、「雇ハレ人ト資本家ノ間ヲ緩和スルコトガ出来テ、貧富ノ懸隔ヲ制限」して、より平均的な社会を再建できると考えた。

島田は、「共力営業」のほか、貧富問題への対策として打ち出したのは、無償教育の実行、租税や遺産税の徴収、財産の寄付などの社会保障方案である。それと同時に、慈善事業の必要を説き、「慈善事業をもって、貧富間の争闘を緩和し社会の乱れるのを防ぐ有力な手段と考えていた」⁹¹。

3. 「法律果シテ頼ムニ足ル乎」

島田は「鉾毒問題」の発生を、日本社会における「道徳感覚」の喪失および「人道精神」の衰退に帰する。

日本の文明開化は「欧州文明の交際燦然たる」ものに目を奪われ、その「根底を忘れて直ちにその美観を移さん」としている。従って、当時の社会は、文明のうわべだけで文明の内実がない。島田によれば、「欧州文明の美観を呈したる所以の根底とは何物なる乎、曰く人心正を得て神を敬し人を愛するの道徳に厚きこと是なり」⁹²。

島田によると、法律こそが文明社会の根底である。しかし、「人類の幸福」は法律のみによっては得られない。なぜならば、「徳義相交ル人ノ間ニハ法律其カヲ現セサルナリ、私交相親ム人ノ間ニハ

法律其用ヲ示サハルナリ」からである。島田は、さらに次のように論じる。

政理界ニ法律ノ必要ナルハ猶ホ物理界ニ重力ノ必要ナルカ如シ。……抑一法律ノ以テ此等ノ目的（社会の生存、人類の幸福-引用者）ヲ達スルニ足ラサルコトハ猶ホ一重力ノ以テ物理界ヲ完成スル能ハサルカ如キノミ。⁹³

「賄賂」などの隠微の罪を制するために、「人々非行ヲ恥ルノ道徳心」と「社会ガ非行ヲ責ルノ気象」がなければならない⁹⁴。そして、「幸福ヲ伸張するの具」としての法律を改良、改善するために、「人民ノ気象ト輿論ノ勢力トニ頼マザルヲ得ザルナリ」⁹⁵。

予故ニ曰ク、法律ハ社会ニ必用ナリト雖独リ之ヲ以テ社会ヲ維持スル能ハスシテ之ニ効力ヲ与フル者無ル可ラズ、之カ改良ヲ促ス者無ル可ラズ、之カ欠ヲ補ウ者無ル可ラズ。而シテ之ヲ為ス者ハ何ゾ。唯是レ人民ノ気象ト輿論ノ勢力アルノミ。⁹⁶

島田によると、「国の事は一二の人の成敗に依って決せずして、国民の気象如何に依って定まるものである」⁹⁷。「文明社会」を成立させるために、健全なる「人民ノ気象」を養わなければならない。1902年10月8日のある演説では、島田は、「腐敗せる国民の中に、自由は永久に存立する能はず」と論じた。

そこで私は一つの問題を提出せざるを得ない。一体自由を理解せず、之を重んぜざる国民に、果して自由を守る所の法律を厳重に行ひ得るかをいふのが、それである。偏狭なる心を有ち、寛大なる態度のない人に、己の如くその

隣人を愛することが出来るか。又利己心の強い国民に、自由平等を保護する所の法律の利益を、十分享受し得られるかとは、大なる疑問である。即ち政治家、又哲学者として有名なエドモンド・ボルクの言にも「腐敗せる国民の中に、自由は永久に存立する能はずとは、古来政論家が悉く一致する結論なり」……⁹⁸ (傍点は引用者)

4. キリスト教論と社会主義論

島田は、内村鑑三のような熱心なキリスト教信者ではなかった。島田は、キリスト教を救済の宗教より、むしろ文明の宗教として受け入れた。彼は、如何なる政治思想も宗教思想もその先天的優位性を認めず、「自由制度ノ下ニ」、堂々と「自由競争」を行い、それぞれの優劣を決めようと唱えた⁹⁹。

島田は、『政教概評 如是我観』(明治34年)においては、キリスト教における宗教不寛容の問題を指摘した¹⁰⁰。彼は、言論の自由を掲げて、キリスト教が権力で他の宗教を抑圧してはならないと論じている。さらに、「民権及び信教自由に於ける基督教の影響」¹⁰¹という演説においては、「人に平等の観念が起り、自由の観念が生じたのは、基督教から来たものである」というように、キリスト教の自由民権思想への貢献を讃美する一方、「貢を受くべき者には之に税し、畏るべき者には恐れ、敬うべき者は之を敬え」という『ローマの信徒への手紙』の一節を引用し、「信教と政治とは全く其の境地を異にし、神の王国と現在の王国とは領分が相違して居って、之を混同すべからざる事」¹⁰²を唱えている。

基督教は人の心に働き、それが現れて社会に、政治に、感化を及ぼすけれども、教会が直接に政治に関係するというのは、明白なる義理

に合わぬ事と、私は信ずるのであります。¹⁰³

島田は、文明社会における道德の重要性を強調し、キリスト教が道德再建に対して果たした役割を評価している。しかし、島田自身は、あくまでも冷静なキリスト教信者である。

他方では、島田は、「社会主義を好遇するも、社会主義の信者に非ざる」¹⁰⁴人である。1901年5月18日、「社会民主党」という日本最初の社会主義政党的結成と即日禁止の事態に接して、島田が7月12日より9月2日まで、35回に亘って「社会主義及社会党」という長論を掲げ、「社会主義の爲めに、世の悪評を辨斥し、又社会党の爲めに、其弱点を指摘」した¹⁰⁵。

簡単に言えば、島田は、「政治には平民、倫理には愛他、経済には協力を理想とする」社会主義に共感するが、「経済平等」、「私有財産の廃止」、「無神論」などに関しては、意見を保留していた¹⁰⁶。島田は、「人々の勤怠能否、大差なき程度に個人の能力発達せば、貧富の懸隔も、亦之に随て減ぜん」と考える。そして、「経済平等」を実現するために、

第一に人為を以て不平等を新に作らざるに在り、第二に人為を以て、過去より伝へせる不公平を逐次に改むるに在り、第三に人々の公心を開発し能力を生育するに在り、第一第二は政治法制の運用に属す、而して第三は宗教教育の二者尤有力の助となるべし。¹⁰⁷

と唱えている。「正義を基礎とし、平和を主義とし、実業を方針とし、教育を励まし智徳を進」めば、「社会主義の理想に達する」¹⁰⁸ことができると考える。

島田は、「中立中正」という穏健な立場に立っており、政治面ではイギリス流の立憲制と政党政治を求めていた。社会面では、弱者の保護という立場から鉅毒反対運動に参加し、被害民の救済を説

き、慈善事業の必要を強調した。島田は、社会主義に共感しながらも、一定の距離を置き、社会の貧富の格差を是正するために、「人道」と「道徳」に基礎づけられる社会改良主義を主張した。

五. 陸羯南の「国家的社会主義」

1. 「西洋主義の極端に苦しめられて」

開国によって、西洋の事物は、洪水のように押し寄せてきた。「有益純良なる結果と共に悲むべく痛むべき事実も亦出現し来れり」¹⁰⁹。陸は、日本社会が抱えた種々の問題を論じ、特に「欧化主義」の行き過ぎを問題視していた。

ベントムに沈溺し或はミルを過信し、真正の最多幸福主義を誤りて最も浅劣なる貪楽主義（エビキュリズム）に陥る者あり。彼の経済と実業とは吾輩も亦た之を我国に適用して最も便益あるべしと信ずる所なり、然れども是亦た西洋主義の極端に苦しめられて弊を受くること甚し。此等の徒は動もすれば時代と場所とを顧みずして僅々の年月にバルミンガム若くはシカゴの盛観を我国に致さんと期し、二三の牛虻（血吸いヒルー引用者）のために貧困なる幾百万人の利を擲つも恬意然に介する所なし。此徒は只だ富人政治のみを以て極楽界と看做すものなり。¹¹⁰

陸から見れば、「鉍毒事件」などの社会問題は、まさに政府の極端な欧化主義政策によって生まれた社会問題である。このような社会問題を解決するためには、国家的社会主義に拠らなければならない。

陸によれば、「社会主義」とは、国家の対立物ではなく、逆に国家の求めるべき目標である。国家は「弱者保護」などの「社会主義の責任」を果たすべき「最高の機関」で、その本務はそもそも「弱

肉強食の状態を匡済する」ことにある。良く社会主義を施せば、国家を良く保つことができる。もし国家がその責任を果たせないならば、民衆の反乱を招き、「国家」自身の存在を脅かすようになる。国家の大きな責任とは、「恒産恒心なきの徒を誘いて良民たらしめんとする」ことである。

陸にとっては、個人の自由とともに平等も認めるのは、そもそも立憲政治の本旨であり、社会の不平等などの弊害を救済することは、国家の本分である。

2. 「自由」と「平等」

「立憲政治は、本と個人の自由を担保するに在り。されど同時に平等をも認めざるべからず」と、陸は主張する¹¹¹。

しかし、「薩長閥族」が、「理想なし」の「凡庸の材」であるため、「自然の状態に放任する」という似て非なる自由主義¹¹²を奉じ、不健全な「国家主義」を一行的に行っていた。その結果、「隠蔽の間に人心を腐敗せしめ、国家主義の名の下に無道の階級を造り出せり」。つまり、社会の平等を全く考慮せず、自由競争の一方だけを強調する自由主義は、「優勝劣敗なる動植界の状態」ともいえる「ニセ」の自由主義である。陸によれば、福沢諭吉がその代表者であった。しかも、「藩閥政府」の自由放任政策で弱者を放置するのみならず、「国家主義」を名乗り、「軍人官吏貴族富豪の利益を保護する為に干渉を旨とする」ことが、「社会の徳義的秩序を破壊したり」と陸は批判した。

要するに、藩閥政府は、軍人、官吏、貴族、富豪の利益を保護する一方、弱肉強食の現象を放任していた。それは、実は人為的に不平等を促進しているのである。このような国家は、「無道の階級」を作り出し、人心を腐敗させるものである。

こうした状況に対して、陸が「一夫耕さざれば国その飢を受け、一婦織らざれば国其の寒を承く」

という「社会の連帯の責任」¹¹³に立脚し、「社会の事は公私互に相い済む」ことを提唱し、福沢諭吉流の「自由主義」を非難する。

自由主義は国家の干渉を非として、裁判及び警察の外、成るべく個人々に放任せよと主張するの主義なり。即ち優勝劣敗なる動植物界の状態を人類社会にも是認して、之を飾るに優者必存又は自然淘汰の語を以てするは自由主義なり。¹¹⁴

さらに、陸は、「国家的社会主義は立法に於ても財政に於ても、成るべく中産以下の経済に便を与ふるに在り」（傍点は引用者）¹¹⁵と論じ、さらに「国家的社会主義」と物質的経済論の間に存在する根本的な相違点は、「人道」の有無にあると指摘する。

物資を見て人道を見ず。此を以て所謂の経済の原則なるものは、専ら自由放任を主とするなり。国家的社会主義は本と人道より生ずるものにして夫の物質的経済論とは全く相ひ反す。¹¹⁶

「社会の秩序及進歩に関し一個人に任して望なき者又は一個人に委して害ある者は国家に之を委任する」と主張する一方、陸は、「国家は万能力を有するものにあらず、社会の事は尽く挙げて之を国家に委す可らざること論なきが故に、国家的社会主義の応用は制限なきを得ず」¹¹⁷という明晰な限界意識を持ち、「公私相い済む」について、「万能」の国家はあり得ないと強調する。「国家之を為して弊ある者は、個人之を為すと同時に、個人の力及ばざる者は、国家乃ち之に当る」と主張した¹¹⁸。この点においては、陸の「中正主義」¹¹⁹の意識を伺われるだろう。

3. 「採用は実に主要の問題なり」

「如何なる主義も如何なる論宗も、皆な一分の真理を有すると同時に、其の実行上適度を越ゆれば、皆な弊害あり」¹²⁰というように、陸は、「自由主義」の濫用を防ぎながら、「国家主義」の濫用をも警戒していた。

特に、日清戦争後の国家勢力の膨張という問題に鑑みて、「個人主義」、「自由主義」を批判する論鋒を変じ、「国家主義の濫用」¹²¹を猛烈に批判するようになった。陸は、「個人主義の濫用は、国家の権力を以て抑え得べし。国家主義の濫用に至りては、法律の範囲内に於ける個人の力、克く制し得べきに非ざるなり」と言い、国家主義の暴走の不可逆性、及び「国家」に抵抗不能の危険性を見事に見抜いたため、「個人主義の濫用を疾むと同時に、国家主義の濫用を最も疾む」¹²²という結論に達した。従って、「国家の万能力を認め、教育、経済、交通等の諸種事業に関して争いて国家の補助又は干渉を求め」る段階においては、陸は「国家万能主義の弊害」を矯正するため、「自由主義」を「矯弊の一大良劑」と捉え、盛んに唱えたわけである¹²³。

『近時憲法考』において、陸は、三つの「文明政道の理想的標準」を唱える。

文明の政道は之を約束するに三個の要素あり、一つに曰く各人の能力を啓発すること、二に曰く国家の威力を統一すること、三に曰く博愛旨義を長養すること。此の三者は実に文明政道の理想的標準にして、所謂の立憲政体なるもの亦た此の標準に拠らざるばあらざるなり。¹²⁴

前述したように、陸は、「政治」の関与を排除してすべてを「社会」の自律に委ねる福沢流の自由主義に反対しながら、社会問題の解決のために国

家権力を強化、動員する傾向にも強い警戒感を示した。「各人の能力の発達」、「国家の統一」および「社会の博愛」という文明政治を目指して「ナショナリズムとデモクラシーとの総合を意図し」た¹²⁵。陸は、この三つの目標を達成する上で役立ち、さらに日本の国情に適合するならば、洋の東西を問わず、必要なものを採用すべきだと主張していた。

陸は、『日本』の創刊時に、「採用は実に主要の問題なり」¹²⁶と述べた。陸は、近代西洋的な価値観が普遍的な妥当性を持つという信念に基づいてそれを提唱したのではなく、むしろそれが日本国家と人民にとって必要であると信じていたため、それを信奉したのであった。このように、陸の思想には、プラグマティズムあるいは実用主義の側面が明らかに見られる。一方、陸は、国や民族の主体性・自覚性の欠如を問題視し、日本社会の伝統と慣習への温情を持ちながら、それらの伝統的要素が日本の主体性を基礎付けることを提唱していた。さらにこの主体的な自覚をもって将来の歴史に対応していくべきだと説き、主体的な取捨の姿勢を一貫していた。

終わりに

明治30年代になると、急激な近代産業の発展に伴い、多くの「社会問題」が発生した。このような時代において、島田三郎と陸羯南は、「鉍毒事件」などの「社会問題」に目覚めた。「社会主義」が破壊主義と同一視され、忌み嫌われているような段階において、それぞれの立場から「社会主義」を説いた。

島田と陸は、いずれも藩閥政府が主導した文明開化を問題視し、それは「上層社会」の文明化に過ぎないと論じ、「下層社会」の改革の必要性を盛んに唱えた。つまり、人民の勢力の発達がなければ、社会的な規模の文明化の達成は、望めないということで二人の見解は一致していた。ただ、陸

において、人民は「国民」を意味するが、島田においては、人民は「平民」を意味した。二人は鉍毒事件に現れた「貧富の格差」と「強弱の格差」などの社会問題に注目し、各々の対応策を提出した。

島田は、主として社会機能の強化によって、問題を解決することを強調した。陸は、国家機能の強化によって、問題を解決することを唱えた。二人とも、「契約論の国家観」を批判し「有機社会」の立場に立って、「文明社会」における「人情」や「道徳」の意味を積極的に強調した。法律や技術・知識だけでは、一つの社会の良好な運営を保証することができないと考え、道徳が腐敗した社会においては、「本当の自由」がどうしても実現されないということを力説していた。

「自由の何物たるを解せず、人間の世の中に立つには如何なる方向に向うべきかという事を基としないで、徒らに目前の権力とか利害の為にのみ、頭を奪われて居ります」¹²⁷というように、島田は結局「自由主義」を信奉する立憲主義者である。彼は、「多数者の多福を計らんとす」を信条とし、「人道」と「道徳」に基礎づけられる改良立場に立脚して、「立憲主義」の制度と精神を最後までに徹底していこうとした。さらに、政治はあくまでも「社会ヲ組立」る一つの道具にすぎず、諸問題の解決に向けて社会的手段を積極的に利用すべきだと主張した。それは、大正時代の「社会的デモクラシー」¹²⁸の先触れとして位置づけられるだろうか。

島田は、政治体制の民主化によって「共和政治」の実現を唱える同時に、「共力営業」などの改良政策を通じて、生産手段の私的・少数人所有を公的・多数人所有に転化させる経済体系の「民主化」を実現することを唱えていた。島田は、明治社会の諸問題を非政治的に、社会手段によって処理することを提唱し、それによって「国家主義」や「社

会主義」を相対化していた。

一方、明治維新という大きな歴史の転換期において、陸は、「民族的同一性の喪失」と「社会秩序の崩壊」という二重の危機を意識し、いかにして人民の普遍的・自発的支持に基づいた共同体的・有機的な政治権力を形成するかという「国民の独立」と「国民の自由」を同時に実現する「近代的国民国家の形成」を追求した。

陸は鉱毒事件の発生を藩閥政府の「不人情なる主義」に帰着させた。藩閥政府が、人類社会を「動植界の法則」に服従させる「福沢主義」を掲げるため、道徳と温情などが備わる「徳義的秩序」を破ってしまうのである。陸は、「人間社会は理と情とを以て組成するものなれば、其要素の一を欠くときは、其社会は完全の社会たるを得ざること」¹²⁹を力説した。そして、「政治」と「人情」との峻別のみを強調すれば、国益を損なう可能性がある」と論じ、「政治的生活の要素は必しも家族的生活に不用なりと言うを得ず。即ち崇敬、相愛、同胞の主義は、家族的要素たるも政治上にも亦其必要あり」¹³⁰と述べた。

社会規範の弛緩している明治社会に直面し、島田と陸は、いずれも「自由」を前提にして、「平等」、「道徳」的な新しい社会関係を構築することを意図したわけである。

Hildreth という本である。それは、島田三郎の訳本の底本である。

⁴ ヘンリー・チャー・テリヤー著、島田三郎訳『法律原論』（律書房、明治 12～13 年）。原著は Henry T. Terry: *The first principles of law* である。

⁵ メー著、島田三郎〔ほか〕『英国憲法史』（信山社出版、2006 年）。原著は、May Thomas Erskine: *The constitutional history of England: since the accession of George the Third* である。Thomas Erskine May, (1815-1886) イギリス議会の上院の秘書官であり、イギリスの近代的議会システムを作り上げた立役者として知られる。

⁶ トーマス・ヘンリー・ダイアー著、嶋田三郎〔ほか〕訳『近世泰西通鑑』（興論社、1883 年）。

⁷ 以下、陸の生平の紹介は、鈴木虎雄編纂した『羯南文録』（大日社、1938 年）冒頭に載せた『羯南先生年譜』の該当箇所にて依拠する。

⁸ 「儒学」そのもの自体に対して、島田の意見は厳しかった。例えば、儒学の「保守昏味」を批判してこう述べた。「二千歳前の知識を以て、二千歳前の徳義治術とせし者なるに、是等をも固守して万世の典型と解せしと、是れ豈に今日支那の蒙昧に陥れる原因にあらずや。……予が経国の道として、治安に害なき限り、諸説諸教を包容し、人智進歩の爲めに言論思想の自由を擁護し、諸説諸教の成敗を自然の競争に委せんとするは、一を執りて変ぜざる支那の覆轍を蹈むを恐るゝによるなり。」（傍点は引用者）『政治と宗教の関係』（明治 34 年 9 月）、『島田三郎全集・4』、247 頁。

⁹ 片子沢千代松によれば、島田は、「イギリスの政治家エドモンド・パークを欣慕して、これに私淑するところ多く、パークの演説集は、実は彼の最も愛読する本の一つであったという。」片子沢千代松「島田三郎」、『三代言論人集・4』（時事通信社、1963 年）、307 頁。

¹⁰ 井上泰岳『現代名士の活動振り』（東亜堂、1911 年）、144 頁。続いて、「嘗って会見せし人物中に就いても、最も私淑せる人を問う。氏は勝海舟翁を挙げて、嘗って会見せし人物中の最も、超俗の人物たるの感ありと答ふ。」とある。

¹¹ 山田烈盛語、『陸羯南全集・10』（みすず書房、1985 年）、254 頁。陸の思想における「儒学的文脈」に関しては、坂井雄吉「『国民論派』の使命（三）—陸羯南の初期政論をめぐって—」（『大東法学』48 号、2006 年）、植手通有『蘇峰の平民主義と羯南の国民主義』（植手通有集・1）（あつぷる出版社、2015 年 5 月）を参照。

¹² 「新聞記者」（明治 23 年 10 月 22 日～26 日）、『陸羯南全集・2』（みすず書房、1969 年）、738～739 頁。

¹³ 「『日本』の発刊辞」（明治 22 年 2 月 11 日）、『陸羯南全集・2』、738 頁。

¹⁴ 「『近時政論考』で、「世界と国民との関係はなお国家と個人との関係に同じ。個人といえる思想が国家と相容るに難からざるがごとく、国民的精神は世界即ち博愛的感情ともとり両立するにあまりあり、個人が国家に対して竭すべき義務があるごとく、国民といえる高等の団体もまた世界に対して負うべき任務あり」とある。陸の「博愛主義」に関しては、坂井雄吉「『国民論派』の使命—陸羯南の初期政論をめぐって—（1）」『大東法学』46 号、2005 年を参照。

¹⁵ 陸によれば、「国民主義」とは、英語の所謂「ナショナルリチー」である。「ナショナルリチー」とは、「国民（ネーション）なるものを基として他国民に対する独立特殊の性格を包括

¹ 「時勢の波」、『島田三郎全集・7』（龍溪書舎、1989 年 5 月）、398 頁。

² 「我日本の宗教界には四つの流れがあるので、其は札幌農学校のグラーク、熊本洋学校のゼンス、京都の同志社、及び此ブラオンの感化から生み出された人々。『島田三郎全集・7』、402 頁。ブラオン門下のキリスト教徒は、島田のほか、本田庸一、植村正久がある。

³ ベンサム著、島田三郎重訳『立法論綱』（信山社出版、2006 年）。原著の成書過程は極めて複雑である。J. ベンタムは、功利主義理論に立脚して法律を論じてこの本の草稿を書いたが、フランス人の Etienne Dumont がこの草稿を編集し、さらにフランス語に翻訳した。フランス語から英語に重訳したのは、アメリカ人の Richard Hildreth である。それは、Jeremy Bentham: *Theory of legislation Theory of legislation* . tr. from the French of Etienne Dumont by R.

- したもの」を意味する。「日本文明進歩の岐路」(明治 21 年 6 月 9 日)、『陸羯南全集・1』、397 頁。
- ¹⁶ 『近時政論考』『陸羯南全集・1』、67-68 頁。丸山真男によると、陸は「後進民族の近代化運動が外国勢力に対する国民的独立と内における国民的自由の確立という二重の課題を負うことによって、デモクラシーとナショナリズムの結合を必然ならしめる歴史的論理を正確に把握していたのである。』『丸山真男全集・3』、95 頁。
- ¹⁷ 『近時政論考』『陸羯南全集・1』、67-68 頁。
- ¹⁸ 「憲法に関する人道問題」、『島田三郎全集・7』、246-247 頁。
- ¹⁹ 「平民社会の責任」、『島田三郎全集・7』。1886 年に刊行された『将来之日本』をきっかけに、民主主義に関する議論が一気に流行っている。「士族」や「貴族」を対立するために、徳富蘇峰は Democracy を「平民主義」に訳した。鳥谷部春汀によれば、島田は徳富蘇峰の『将来の日本』に「頗る感心せしと見え、其巻末に書したるものの中に言えるあり、曰く……平民主義の為に光焰を吐くの奇書と言う可し、僕亦平生此主義を持し、機に触れ時に応じて之を發揮せざんばあらず、然れども数年の論議遂に此一書の世を動かすに如かざるを知ると」(政治上に失敗した二大新聞記者)、『明治人物月旦』『春汀全集・2』。1887 年に再版された『将来の日本』は、島田の評語を大量に挿入したものである。
- ²⁰ 「立憲政治家の要格」、『島田三郎全集・2』、390 頁。
- ²¹ 「平民社会の責任」、『島田三郎全集・7』、77 頁。
- ²² 同上。
- ²³ 前掲、「立憲政治家の要格」。
- ²⁴ 「国民教育の意義」(明治 40 年)、全国教育大集会編、『帝国六大教育家』(博文館、1907 年)、221 頁
- ²⁵ 前掲、「立憲政治家の要格」。
- ²⁶ 鳥谷部春汀は、1891 年東京専門学校を卒業したあと、島田の知遇を得、『毎日新聞』に入社。
- ²⁷ 『明治人物月旦』『春汀全集・1』、249-250 頁。
- ²⁸ 『中江兆民全集・10』(岩波書店、1983 年)、205 頁。
- ²⁹ 山口孤剣『明治百傑伝』(洛陽堂、1911 年)、第 1 編。
- ³⁰ 島田の『日本改造論』(瞭文堂、大正 10 年)の巻頭で、「正義は力なり。義の国は興り、不義の国は亡ぶ。戦争は文明の敵なり。勝者敗者共に齊く其の禍害を被る」と題せられた。
- ³¹ 『内村鑑三全集・34』(岩波書店、1983 年)、244 頁。ジョン・ブライイトとは、John Bright (1811~1889) で、イギリス政治家、自由主義者である。グラッドストーンとは、William Ewart Gladstone (1809~1898) で、自由党党首、イギリス首相である。イギリスの政党政治を代表する二人の人物である。
- ³² 『明治人物月旦』『春汀全集・1』(博文館、1902 年)、249-250 頁。
- ³³ 「三十年前の島田沼南」『内田魯庵全集・4』(ゆまに書房、1985 年)、353-373 頁。内田は青年時代に島田に冷遇されたようである。「世に馴れない青年や先輩の恩顧に渴する不遇者は感激して忽ち腹心の門下や昵近の知友となったツモリに独りに定めて了って同情や好意や推轂や斡旋を求めに行くと案外素気なく待遇われ、合力無心を乞う苦学生のように撃退されるので、昨の感激が消滅して幻滅を感じ、敵意を持たないまでも不満を抱き反感を持つようになる。沼南ばかりぢやない……」(同上、354-355 頁)。

- ³⁴ 徳富猪一郎『好書品題』、『蘇峰叢書・4』(民友社、1928 年)、60-62 頁。田口卯吉によれば、「喋郎」というあだ名の名付け親は、自分ではなく、益田克徳である。田口鼎軒「島田三郎氏洋行に付経済学協会の送別会」、『田口鼎軒集』『明治文学全集・14』、383 頁。
- ³⁵ 国友重章「吁陸羯南」、『陸羯南全集・10』、217 頁。
- ³⁶ 『陸羯南全集・10』、210 頁。
- ³⁷ 同上、366 頁。
- ³⁸ 『陸羯南全集・1』、70 頁。
- ³⁹ 同上、309 頁。
- ⁴⁰ 『近時政論考』で、「わが国民論派の欧化主義に反動して起こりたるは、なお彼の国民論派の仏国压制(つまり、ナポレオン戦争-引用者)に反動して起こりたるがごといのみ」と論じられる。とても興味深い此類である。
- ⁴¹ 長谷川如是閑『ある心の自叙伝』(講談社、1984 年)、353 頁。
- ⁴² 鉦毒世論に関する各新聞社の動向について、島田は次のように整理した。「先きに此問題の中央に喚起せられるや、純然停止派の説を代表したは読売新聞にして、之に継ぎ鉦業の不始末を痛切に攻撃したるは日本新聞なりしかば、日々新聞、世界之日本、東京新聞の如き筆を揃えて坑主を弁護し、遂に之を党派問題なりと認るに至れり。」山本武利『公害報道の原点：田中正造と世論形成』(御茶の水書房、1986 年)、17 頁から再引用。
- ⁴³ 「足尾銅山鉦毒事件」(明治 30 年 4 月 13 日)、『明治新聞人文学集』(筑摩書房、1979 年)、100 頁。
- ⁴⁴ 当時の松隈内閣に対し、進歩党議員島田三郎は与党の立場になったことが、政府批判を遠慮させたのであろう、と山本武利は指摘した。山本武利『公害報道の原点：田中正造と世論形成』(御茶の水書房、1986 年)、19 頁。
- ⁴⁵ 島田三郎「足尾銅山鉦毒事件」、『明治新聞人文学集』、101 頁。
- ⁴⁶ 明治 30 年 4 月 20 日『毎日新聞』。
- ⁴⁷ 川俣事件をきっかけに、木下尚江が「足尾鉦毒問題」を十七回にわたり『毎日新聞』に連載した。
- ⁴⁸ 島田三郎「足尾鉦毒問題序」、『木下尚江全集・1』、364 頁。
- ⁴⁹ 同上、362 頁。
- ⁵⁰ 1900 年 7 月の田中正造日記を参照。『田中正造全集・10』、201 頁、205 頁。
- ⁵¹ 1902 年 1 月 4 日から 24 日まで、『毎日新聞』が「足尾銅山処分論」を連載し、明治 30 年以後の自社の中立的立場、及び「専門学士」信仰を自己批判していた。1 月 9 日の記事によれば、「三十年の除害工事は、吾人亦専門学士の虚名に欺かれて、彼等の名譽に掛けても有効の者なるべしと過信し、当時の速断的鉦業停止説に同意せざりしに、爾後の実験は全く其無効を証し、而して当時関係の官僚も学士も、晏然として今日の状を傍看し、嘗て国家に対して其過を謝する無し、嗚呼日本の官吏と専門学士と雇人足の峨冠する一般、紳士として真の体面を顧みる者なし、吾人は私利の為に公益を無視し恥とせざる、我欲の古河一輩を尤むるに先だちて、廟廊に趨走する大臣以下の官吏と博士学士と誇称する専門家を痛責せざる可からず、吾人は彼等を過信し居たる過失を潔く天下に謝すべし」。
- ⁵² 『衆議院議事速記録』第 12 号(内閣官報局、1890~1947 年)、145 頁。
- ⁵³ 同上、142 頁。
- ⁵⁴ 同上、148 頁。

⁵⁵ 『衆議院議事速記録』第6号、66頁。

⁵⁶ 同上、65頁。

⁵⁷ 同上、66頁。

⁵⁸ 同上、67頁。

⁵⁹ 同上、69頁。

⁶⁰ 中込道夫『田中正造と近代思想』（現代評論社、1972年）を参照。

⁶¹ 「身を殺して仁を為す」、『島田三郎全集・2』、461頁。また、「近時生存の競争劇甚にして、各人自己の生活に全力を傾尽し、又他人の利害を想うに暇なし。加えるに物質要求の旺盛、虚栄佞諂の流行を以てす。之を得る者は尊敬せられ、之を失う者は嘲笑せられ、又之を得る所以の道程と、之を失う所以の経路とを問う者なし。何れの所に自ずから損じて、他を利するの人を尋ねんや。古人が所謂身を殺して、仁を成す者は、時代錯誤の大迂拙漢にあらずして何ぞ。……大迂拙漢を往時に尋ね、之を藉りて以て現代の薬石に供せんとするに在る歟。」（同上、438頁）とその執筆の目的を述べる。

⁶² 陸羯南「国家的社会主義」、『陸羯南全集・5』、520頁～530頁。

⁶³ 陸によれば、社会の安定性を確保するために、三つの秩序原理が必要となる。「徳義上の秩序、経済上の秩序、此の二者共に紊乱して而して独り法律政治の秩序漸く整備す、其の整備果たして真正の整備なる歟、曰く、未だし。」（明治23年4月27日「駁紳商徹」（二）、『陸羯南全集・2』）。さらに、「政治法律の力は以て社会の徳義を保持するに足らざれども、社会徳義の制裁力は、以て政治法律の執行を誠実ならしむるものなり」と考えた。明治21年10月17日、19日「社会の制裁、徳義の腐敗」、『陸羯南全集・1』、560～561頁。

⁶⁴ 『近時政論考』では、陸は、福沢を「国富論派」の代表として取り上げ、「この論派は、専ら国富の増加を主眼としたるが故に苟も経済上に妨害あらすと信するときは、敢て権義道理の消長を問はざりき、此の点に於ては浅近なる実利的論派にして毫も抽象的の原則又は高尚の理想を有するあらず、要するに此の論派は社交上の急進家にして政治上の保守家と云ふべきのみ。」（傍点はそのまま）と論じている。

⁶⁵ 「国家的社会主義」、『陸羯南全集・5』、521頁。

⁶⁶ 同上、530頁。

⁶⁷ 陸の論説が公表された一年半後、竹越三又は「国家社会主義」という一文を『世界之日本』に掲載し、国家社会主義を「国家の権力によりて社会主義を実行する者」と定義し、「大資本家と小資本家間の競争、資本家と職工の衝突、地主と小作人との抗争を政府の権力によりて調停し、社会の圧力が弱者を圧殺するを救はんとするもの也」と述べている。西田毅編『竹越三又集』（三一書房、1985年）、362頁。この時期の「国家社会主義」論に関しては、山路愛山『社会主義管見』（明治39年4月）を参照。

⁶⁸ 「国家的社会主義」、『陸羯南全集・5』、530頁。

⁶⁹ 陸の鉅毒批判の目標は、当時の第二回松方正義内閣（1896年9月18日～1898年1月11日）ではなく、むしろ前内閣であった第二回伊藤博文内閣（1892年8月8日～1896年9月18日）である。陸は、「伊藤博文内閣」を「伊板党」と痛罵する一方、逆境の中で成立した松方内閣に対しては比較的に好意を寄せていた。小山文雄『陸羯南：「国民」の創出』（みすず書房、1990年）、195～196頁。

⁷⁰ 「鉅毒事件と検査院」、『陸羯南全集・5』、568頁。

⁷¹ 『陸羯南全集・5』、568頁。

⁷² 「鉅毒地の臨検」、『陸羯南全集・7』、273～274頁。

⁷³ 同上、273頁。

⁷⁴ ちなみに、「民が治まらず世が乱れるのは、君の責任である」というのは、儒学の基本認識の一つと言えよう。渡辺浩『日本政治思想史：十七～十九世紀』（東京大学出版会、2010年）、23頁。

⁷⁵ 「鉅毒地の臨検」、『陸羯南全集・7』、274頁。

⁷⁶ 「帝国議会の価値一田中氏の直訴に徴して」（明治34年12月12日）、『陸羯南全集・7』、324頁。

⁷⁷ 「行政の本義」（明治35年3月12日）、『陸羯南全集・7』、397頁。

⁷⁸ 「鉅毒調査と俗吏」、『陸羯南全集・7』、399頁。「俗吏は機械的に働かざるに慣れ、己れの精神を以てすること少し。一定の時刻に出で、一定の時刻に退き、上官の命ずる儘に成し居れば、則ち以て職分を全うすとせられ、是と認めて罷免するも必ずしも己れの功と為らざると共に、非と知りつゝ従事するも亦た必ずしも己れの過と為らず。上の歡心を失ひさへせずば、事に於て何の害を感じず、習ひ性と為り、或る規則の下に一日を苟もするを以て人事を尽くすべしと考ふ。」

⁷⁹ 文献資料刊行会編『立憲改進黨々報』第1号（柏書房、1979年）、12頁。

⁸⁰ 山岡桂二「島田三郎伝」と島田三郎、『木下尚江著作集・15』（明治文献、昭和48年）解説、58頁。

⁸¹ 島田三郎『条約改正論』（博文堂出版、明治22年11月）、1～2頁。

⁸² 『田中正造全集』、月報7。

⁸³ 『田中正造全集・10』、521頁。また、1898年12月25日の日記には、「反対論者島田三郎君に贈る。又、各々が我田に引ける水ほどの する心を持つ人ぞなき」（『田中正造全集・10』、95～96頁）とある。そして、正造は、1904年11月4日付け原田定助に送った書翰には、島田三郎を言及した。内容から推測すれば、原田定助が鉅毒事件における田中正造の過激を勧告したようであった。正造は、次のように反発した。「御金言の忠告千万難有。右ハ毎度島田三郎氏よりの忠告の一本録(ママ)と同一のものニ候。島田氏が常ニ小生の過激を悲むハ恰モ小野小町の歌人が弁慶を忌嫌するニ似たり。……正造のはかりハ少し強し。……貴殿と島田とハ少し弱し。正造のハ買ばかり、貴殿と島田のハ売ばかり、共ニ其中を得ず。而モ島田氏ハ此弱点を以て自身ハ中庸 なりと定む。誤りの甚きものなり。……驚鐘ニ驚きて過激ト云へ、小野を以て天下ノ衆心ヲ得ルノ法トセルハ、之れ島田氏と貴殿の流ならん」（『田中正造全集・16』、301頁）。

⁸⁴ 西田毅は、島田の「共力営業」という演説を、「未来の社会問題の発生を警告した洞察力と立憲政体の確立に過大の期待を寄せる政治万能の風潮に警鐘を打ったその冷静な卓見に驚かされる」と評価した。田中浩編『近代日本のジャーナリスト』（御茶の水書房、1987年）、435、436頁。

⁸⁵ 「共力営業」、『島田三郎全集・7』、144頁。

⁸⁶ 同上、146頁。

⁸⁷ 同上、143～144頁。

⁸⁸ 同上、143頁、155頁。

⁸⁹ 「共同(ママ) 営業ニ付テハ、一千八百四十年ロヂデールデ始メテ二十八人が組ミアツテヤッタ」（同上、158頁）と言

うように、島田の論述は、明らかに 1844 年に開設されたロッヂデール組合によって啓発されたものである。だが、島田が提唱したかったのは、消費協同組合よりも、むしろ生産協同組合であった。1879 年、沼間守一は、東京でロッヂデール組合に倣って同益社という消費協同組合を創立したが、経営不振のため、1883 年に解散した。1882 年、島田三郎は、会社の損失を調査するために、委員として任命されていた。「同益社史料」『明治時代の消費組合史料集』（産業組合中央会、1939 年）、14 頁-16 頁。ロッヂデールとは、イングランド中部にある工業都市であり、消費協同組合運動発祥の地として知られる。ロッヂデール組合に関しては、George Jacob Holyoake. *The history of the Rochdale pioneers*. London, G. Allen & Unwin, ltd, 1918. (ジョージ・ヤコブ・ホリヨーク著、協同組合経営研究所訳『ロッヂデールの先駆者たち』(協同組合経営研究所、1993 年 11 月) を参照。

⁹⁰ 『島田三郎全集・7』、156 頁。

⁹¹ 高橋昌郎『島田三郎—日本政界における人道主義者の生涯』（基督教史学会、1954 年）、50 頁。

⁹² 「文明道徳相關論」（明治 19 年 8 月）、『六合雑誌』68 号（不二出版、1986~1988 年）、285-286 頁。

⁹³ 「法律果シテ頼ムニ足ル乎」、『島田三郎全集・7』、51 頁。

⁹⁴ 『島田三郎全集・7』、53 頁。「法律ノ善良ナルモ其行ハレハ所至狭ニシテ隠然トシテ社会ノ害悪ヲ防止スルハ輿論ノ力ニ及ハサルコト此ノ如キモノアリ。」一方、島田は、「米国の如き民主政治の国においては、国是は結局多数民衆の判断に決す」と述べる。『日本改造論』（瞭文堂発行、1921 年）、4 頁。島田は、民主政治の成立と運営のため、健全な「輿論」の形成に莫大な希望を寄せたようである。島田からみれば、理性的な議論に基づく合意形成による「輿論」主導の政治こそが真の民主主義である。また、島田三郎『輿論の法廷に訴える』（毎日新聞号外、明治 25 年 1 月 24 日）を参照。

⁹⁵ 『島田三郎全集・7』、54 頁。

⁹⁶ 同上、56 頁。

⁹⁷ 「国民の気風」、『名家時論・1』（東京青年会、1896 年）。ちなみに、福沢諭吉は、「一國の治乱興敗を決するのは「人民一般の気風」であるという説もある。「国権可分の説」、『福沢諭吉全集・19』、528 頁。

⁹⁸ 「民権及び信教自由に於ける基督教の影響」（明治 42 年 10 月 8 日）、『島田三郎全集・2』、290-291 頁。

⁹⁹ 前掲、『輿論の法廷に訴える』。

¹⁰⁰ 「此寛容の必要は、予亦之を基督教徒に勧告せざる可らず、彼の基督教徒が、漫に他の宗教を外道視して、往々人類平等の正観を失い、其正統派と称する者が、信仰已に殊なる者を異端視して、迫害の態度を執る、其行為の迹、嘗て他教徒の基督教徒に対するに異ならず、予は嘗て他教徒に加えたるの非難を、此種の基督教徒に加えんと欲する者なり。」政教概評 如是我観（明治 35 年 5 月）『序文、5-6 頁。

¹⁰¹ 「民権及び信教自由に於ける基督教の影響」『島田三郎全集・2』、281 頁。

¹⁰² 同上、282 頁。

¹⁰³ 同上、283 頁。

¹⁰⁴ 島田三郎『世界の大問題社会主義概評』（警醒社書店、明治 34 年 10 月）再刊序、2 頁。島田三郎の「社会主義論」に関しては、住谷悦治「明治キリスト教徒の社会主義思想—島田三郎の社会主義論について—」『同志社大學経済学論

叢』12 号、1962 年 11 月を参照。

¹⁰⁵ その後、『世界の大問題社会主義概評』と題した単行本が刊行された。

¹⁰⁶ 「政治学教養 真実に回れ」に、島田は特に当時の「直接運動説」を反対した。「直接運動説は私などは否認する、それは憲法を無視する思想であります。此思想を高調する人々は議會を待んで政事を改めようしない」と述べている。『島田三郎全集・7』、336-337 頁。

¹⁰⁷ 『世界の大問題社会主義概評』、175 頁。

¹⁰⁸ 同上、176 頁。

¹⁰⁹ 「『日本』という表題」、『陸羯南全集・2』、4 頁。

¹¹⁰ 同上。

¹¹¹ 「国家的社会主義（一）」、『陸羯南全集・5』、521 頁。

¹¹² 「自由主義如何」（明治 23 年 1 月）では、陸は「自由は無限の自由にあらずして、国家の権威に制限せらるゝもの、即ち有限の自由なるべし……国家権威の下に於ける個人自由を以て真の自由なり」と信じ、「リベラリズム即ち自由主義は成るべく国家の権威を減縮して成るべく個人の自由を伸張するにあり……其の欲す所の減縮程度は如何、是れ至要の問題」だと主張している。また、半年後の『近時政論考』の最後には、「自由なるものは智識の進歩に依りて存する……平等なるものは道徳の發育とともに生ずる……智識は自由の本なり道徳は平等の源なり、自由の理明らかに平等の義立ちて、しかして国民的政治は全きを得。自治の能なきものは人に治められざるを得ず、自當の力なきものに他に制せられざるを得ず、自由は知識の進歩して、固有の能力を用いる者ほど多く之を有す。貴賤の間に礼讓存し、貧富の交に敬愛行はれ、而して後に平等の義、国民一致の実相を見るべし」と論じていた。

¹¹³ 陸によれば、「理」を基調とした個人主義的観念が、政治的生活だけに止まらず、「情」を基調とした家族的生活にまで浸透するならば、「日本社会の支離滅裂は期して待つべし」。「家族的生活及び政治的生活」（明治 21 年 9 月 26 日）、『陸羯南全集・1』、537-539 頁。

¹¹⁴ 「国家的社会主義（六）」、『陸羯南全集・5』、528 頁。

¹¹⁵ 「国家的社会主義（四）」、『陸羯南全集・5』、524 頁。

¹¹⁶ 「国家的社会主義（七）」、『陸羯南全集・5』、530 頁。

¹¹⁷ 同上。

¹¹⁸ 「国家的社会主義（二）」、『陸羯南全集・5』、522 頁。

¹¹⁹ 遠山茂樹「福沢諭吉の啓蒙主義と陸羯南の歴史主義」、『陸羯南集』『近代日本思想大系・4』（筑摩書房、1987 年）、492-493 頁を参照。

¹²⁰ 「自由主義の必要」（明治 34 年 11 月 22 日-23 日）、『陸羯南全集・7』、315-317 頁。

¹²¹ 「国家主義の濫用」（明治 29 年 3 月 23 日）、『陸羯南全集・5』、334 頁。

¹²² 同上、335 頁。

¹²³ 前掲、「自由主義の必要」。

¹²⁴ 『近時憲法考』（明治 22 年 2 月）、『陸羯南全集・1』、第 9 章「憲法發布」。

¹²⁵ 「羯南の日本主義は……ナショナリズムとデモクラシーの総合を意図した。それがいかに不徹底なものであったとはいえ、これは日本の近代化の方向に対する本質的に正しい見透しである。福沢諭吉から陸羯南へと連なる国民主義の最初からの弱い動向は、やがて上からの国家主義の強力な支配の裡に吸いこまれてしまった。」丸山真男『陸羯南一人と思想』『丸山真男全集・3』、105 頁。

¹²⁶ 前掲、「日本」と云う表題。

¹²⁷ 前掲、「国民の気風」、『名家時論・1』。

¹²⁸ 1924年に出版された『島田三郎全集』の編集者は、彼の門弟ともいえる吉野作造、石川安次郎、山室軍平、木下尚江、内ヶ崎作三郎といった進歩的立場を持つ知識人とクリスチャンであった。吉野作造は、島田を「心から先生と呼ぶ人」の一人とし、また、島田が逝去した直後、『中央公論』に「島田三郎先生を弔う」と題する文章を寄せた。吉野は、島田を「典型的大平民」と評して、「吾人の先生に服してやむ能はざるは、正義のためにするその熱狂的奮闘である。沼南先生ありて腐朽せる日本政界の大廈は辛うじてよく一木の支持を得来つたと謂つていゝ」(『吉野作造選集・12』、121-124頁)と述べた。

¹²⁹ 「家族的生活及び政治的生活」(明治21年9月26日)、『陸羯南全集・1』、537-539頁。さらに、「政治的交渉」と「家族的交渉」との区別について、「政治なるものは各人理を行ふの場所なり。故に其交渉は理の制裁を主とせざる可からず。之に反して家族及社交なるものは情誼の串連する所なれば、其の交渉は情を主とせざる可からず」と陸が考えた。

¹³⁰ 同上。